

## 第1回丸子地域協議会会議録

日時 平成18年10月2日 午後2時から午後3時40分まで

会場 丸子地域自治センター4階講堂

### 出席委員（19名）

阿原孝之委員、生田淳一委員、石子美奈委員、浦芳照委員、片桐久委員、  
倉沢史子委員、齋藤繁子委員、砂子守委員、高山静江委員、瀧澤常久委員、  
武井純雄委員、土屋猶子委員、中西国子委員、中村貢委員、成澤啓輔委員、  
成澤みつ子委員、原信夫委員、柳原幸生委員、吉池袈裟保委員

### 欠席委員（1名）

櫻井誠委員

### 市側出席者

母袋市長、小林丸子地域自治センター長、堀内丸子自治センター次長、  
山越地域振興課長、原沢自治振興課長、横井地域づくり推進係長、中村主査、  
齋藤主任、小林主任、小林主事

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介（委員、職員）
- 5 合併の経過と地域協議会の位置付けについて（山越課長説明）
- 6 地域協議会の概要と任務等について（齋藤主任説明）

### 7 協議事項

#### （1）丸子地域協議会会議運営要綱の制定について

- 事務局（山越課長） 上田市地域自治センター条例第10条第1項では、地域協議会の会議は会長が召集し会長が議長となると規定されています。その前に会議の運営要綱の制定についてのご審議をお願いし、その後に会長を選任したいと思います。会長が決定するまでの間、丸子地域自治センター長が仮議長として会議を進めさせていただきます。
- 議長（小林センター長） 「丸子地域協議会会議運営要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局（山越課長） 資料3 丸子地域協議会会議運営要綱案をご覧ください。会議の運営について定めた要綱であり、目的、正副会長の決め方、会長等の責務、会議の招集について等を規定しています。附則として、この要綱は本日お認めい

ただきましたら、本日より施行したいというものです。

- 議長（小林センター長） 事務局から説明がありました。質問があればお願いします。無いようですので、丸子地域協議会会議運営要綱案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、丸子地域協議会会議運営要綱案は、原案のとおり決定されました。

## （２）丸子地域協議会会長及び副会長の選出

- 議長（小林センター長） 運営要綱が制定されましたので、正副会長の選出に移ります。選出の方法を事務局から説明をお願いします。

- 事務局（山越課長） 運営要綱の第２条で、会長及び副会長の互選の方法は協議会で協議して決めることになっています。その方法については、推薦、立候補、投票、くじ引き等が考えられますが、皆様方のご審議をお願いします。

- 議長（小林センター長） ただいまの説明についてご質問はありますか。

無いようでしたら初めに会長の選出について協議をお願いします。選出の方法として推薦、立候補、選挙、くじ引き等の方法がありますが、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

- 委員 推薦でいいと思います。

- 議長（小林センター長） ほかに御意見ありますか。他にご意見がありませんので、推薦により会長を決定するという事によろしいでしょうか。

（挙手全員）

会長は推薦により決定したいと思います。どなたか推薦をお願いします。

- 委員 事務局案は、ありますか。

- 事務局（山越課長） ありません。地域協議会自体初めてのことで、委員の皆さんで協議して決めていただきたいと思います。

- 委員 片桐さんがいいと思います。

- 議長（小林センター長） 他にご意見ありますか。他に意見はありませんので、片桐委員さんを会長とすることに同意される方は挙手をお願いします。

（本人以外挙手）

片桐委員さんが会長に選出されました。ここからは会長に議事をお願いします。後会長と議事の進行について、打合せの時間をいただきます。

- 事務局（山越課長） 再開いたします。会長さんが決まりましたので、ごあいさつをいただいてから議事進行をお願いします。

（片桐会長あいさつ）

- 議長（片桐会長） 次に、副会長の選出をいたします。副会長の選出につきましても、推薦、立候補、選挙等の方法が考えられますが、みなさんのご意見を伺いたしたいと思います。

- 委員 推薦をお願いします。

- 議長（片桐会長） 他にございますか。無いようでしたら推薦により決めたいと思います。具体的にお名前を出していただきたいと思います。

- 委員 浦さんをお願いしたいと思います。

- 委員 この会は男女のバランスを考えてあるので、女性を指名していただければと思います。
- 議長（片桐会長） 他にどうでしょう。
- 委員 女性からと言われたので、齋藤繁子さんをお願いしたと思います。
- 委員 女性の方でいいと思います。
- 議長（片桐会長） それでは齋藤繁子委員に同意をされる方は挙手を願います。  
（本人以外挙手）
- 議長（片桐会長） ありがとうございます。それでは齋藤委員を副会長に決定いたしました。ここで副会長に就任されました齋藤副会長にごあいさついただきます。

（齋藤副会長あいさつ）

### （3）総合計画審議委員会委員の選出について

- 議長（片桐会長） 「総合計画審議会委員の選出について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局（原沢課長） 資料4をお願いします。新生上田市では、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための指針となります第1次上田市総合計画の策定に着手をしています。この策定にあたり、地域協議会からも委員を選出することになりました。審議会の目的は、上田市総合計画、基本構想、基本計画、国土利用計画の三つに関して、市長の諮問に応じて、調査、審議をしていただきます。審議会委員の構成は、条例に基づき60人以内で組織し、各種団体代表、学識経験者、地域協議会代表、行政関係者、公募等で委員を構成します。委員は、七つの部会に分かれて、集中的に議論をしていただきます。他の審議会委員と同様、地域協議会の代表として選出されたみなさんの地域事情を踏まえながら、地域全体の将来を考える立場で、調査、審議に加わっていただきます。既に浦委員さんが教育文化部会ということで選出がされていますので、浦委員さん以外の方から一人の推薦をお願いします。丸子地域協議会からは、地域性を考慮して産業経済部会の委員を推薦していただきたいと思います。検討していただく主な内容は、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画、国土利用計画で構成をされていますが、審議会への諮問は、基本構想、基本計画、国土利用計画です。基本構想の目標年度は平成27年度で、新市建設計画の最終年度に合わせるものです。基本計画の目標年度は、平成23年度とし、平成19年9月、来年の9月議会に上程をするように進めていきます。基本構想は、合併協議会で策定しています新市建設計画の内容を尊重して、検討していく予定です。基本計画は、前期、後期に区分した上で、施策や重点分野等について検討していただきます。この審議会とは別に、地域協議会に対しましては、総合計画と整合を図りながら、「地域まちづくり方針」について、諮問する予定です。スケジュールですが、既に9月25日に第1回の総合計画審議会と部会が開催されました。この会議で会長等役員、あるいは部会長を選出しています。決めていただく委員の方には、2回目以降の会議から出席していただきます。変則的な形になって大変申し訳ありません。色々な物理的な事情があったということで、ご理解いただきたいと思います。会議は月に1、2回を予定しています。委員の任期ですが、諮問にかかる審議が終了した時までということで、来年の9月議会に上程が目標ですので、それ以前の8月ごろまでになろう

と思います。委員報酬につきましては、市の条例の規定どおりです。総合計画審議委員を、部会は産業経済部会所属ということでお一人の推薦をお願いします。

○議長（片桐会長） 何かご質問はありますか。無いようですので、どなたかご推薦をお願いします。

○委員 産業経済ということですので、瀧澤商工会長さんでどうでしょうか。

○議長（片桐会長） いかがでしょうか。無いようですので、瀧澤委員さんを総合計画審議会委員にすることに同意される方は挙手をお願いします。

（本人以外挙手）

○議長（片桐会長） ありがとうございます。それでは瀧澤委員さんを総合計画審議会委員にすることに決定をいたしました。

#### （４）次回会議の開催について

○議長 「次回会議の開催について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局（山越課長） 次回以降の会議の開催時期ですが、今回は市長から委嘱を交付するというので、昼間の時間に設定させていただきました。今後は、委員のみなさんで協議していただき、会議の時間帯等を決めていただきたいと思います。場所につきましては、この場所を予定していますが、次もここで良いかどうか。地域協議会の開催は、月1回のペースで予定されています。11月6日の週の辺で、時間、場所、日程について決定をお願いします。

○議長（片桐会長） 次回の開催日ですが、みなさんに決めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 9日は抜いてもらいたい。

○議長（片桐会長） 6日でどうでしょうか。

○委員 賛成です。

○議長 よろしいですか。次回開催は、11月6日とします。時間はどうですか。

○委員 出来れば昼間でお願いします。

○議長（片桐会長） ほかにございますか。今日と同じ2時というのはいかがでしょう。それとも1時間繰り上げて1時と。

○委員 1時半でどうですか。

○議長（片桐会長） 1時半という案が出ましたが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

次回開催は、11月6日、1時半より、場所は自治センター4階ということで決定します。ほかに何かありますか。

○事務局（山越課長） 協議会委員の名簿の公表ですが、今日、決めていただきました役職と併せて、地域協議会委員の名簿は、氏名と区名をホームページと広報誌へ掲載させていただきたいと思えます。また、併せてこの協議会の会議録につきましてもホームページ等へ公表するようになっています。発言された委員さんの名前を併せて公表したいと思えますが、ご了承をお願いします。

○議長（片桐会長） 委員名簿、会議録の公開について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありますか。

○委員 会議録は、ホームページとか自治センターへ来て見られるといいですが、委員に対する概要、議事録の送付は考えていますか。

○事務局（山越課長） 会議録の関係は、全文ではなくて抽出で予定をしています。一旦送って見ていただいてから公表の方がよろしいということでしょうか。

- 委員　そうです。
- 事務局（山越課長）　会議録は、事務局でとりまとめて、各委員さんへお送りし、その後ホームページ等へ公表することで進めていきたいと思ひます。
- 委員　この協議会は、できたばかりでこれからだと思ひますが、1、2点確認しますが、ここで決定されたことは、あくまでも参考意見として取り上げるのか、決定事項はある程度拘束力を持った状態にするのか、どう考へているのか。
- 事務局（原沢課長）　地域協議会の色々な意見、決定された事項は、地域自治センター条例の第7条の第2項に、「市長等は、申し出を受けた場合において、必要があると認めたときは、適切な措置を講ずるものとする。」と規定されています。地域協議会は、地域のみなさんの意見を集約されている場所、そういう位置付けで考へていますので、出来る限りみなさんの意見を反映していくこととなります。
- 委員　それは必要だとやるが、必要ではないと思つたらやらないということですか。
- 事務局（原沢課長）　協議会の意見を全て反映するという訳ではありません。市長の言葉で最大限は尊重する。そういうことですのでご理解をお願いします。
- 委員　上田市の中央等含めましてこの地域協議会は、必要ないのではないかというお話もある中で、色々な変遷があつて、自治会の方も地域協議会に協力するとういような経過で設置が決まつたと伺つていますが、旧上田市地域における経緯と、丸子地域においても自治会、区の会議の中でそういった議論等があつたのかどうかお聞かせいただきたい。
- 事務局（原沢課長）　旧上田市の自治会連合会、全部で158の自治会が17の地区の連合体を作っています。それぞれの自治会の活動が、協議会が出来れば必要なくなるのではないか。そういった話もあつた訳ですが、自治会のみなさんがいままで活動されてきたことが、何ら変わるものではないですし、この地域協議会は、市の付属機関ということで正式に自治センターに設置されまして、自治会の組織とは違ふ組織ということ。もっと広い視点で地域のみなさんに考へていただきたいという趣旨ですので、私も旧上田市の自治会連合会の役員会等で説明をさせていただき一定の理解は得てきました。
- 事務局（小林センター長）　地域協議会は、旧上田市の各支所に三つ、支所の無い上田の中央の地域に三つ、旧上田市内には六つの協議会ができました。自治連との関係で色々と紆余曲折はありましたが、現在のようない形になりました。旧丸子町は一つの地域協議会ということですから、そんなに異論は無かつたと思ひます。ただ、自治会、区の関係から委員を何人出ていただくかということ。自治会だけでなく各種団体からも出ていただきたいということで、色々な角度から検討させていただき、このような形になりましたが、特に異論は無かつたと思ひます。区の関係につきましては、自治会と統合されて、丸子は六つの地区の連合会というふうになりますので、それぞれの地区から一人ずつ出ていただければ良いということと、私どもの考への6人という案とがたまたま一致したということで、特に問題はありませんでした。
- 委員　協議会の任務と審議事項について、位置付けが分かれています、意見を申した場合に、必要があると認めた時には適切な処置を講じますと、その時に全部が吸い上げられなくて、全体的に関連のある内容について、審議をするのか。我々も地域の代表ということで出ていますので、地域の意見を反映するには、地域協議会でと、今後考へて行きたいと思ひますので、そこら辺の位置付けと

ますか、年間十数件ある中の一件か二件程度の内容の部分しか必要な処置を講じてもらえないのか。もう一点は、この審議事項が、公共施設の設置とか、基本計画構想というような部分で計画変更も含めまして、市長の諮問機関として審議されるという内容ですが、各種審議会ができてきています。例えば都市計画変更とか、都市計画決定に絡んでくることについて地域協議会の中で審議されるのか。他色々な審議会、議会等にも関連があると思いますので、地域協議会として審議される事項がどの程度波及していくのか、影響が出て行くのか、分かる範囲で教えていただきたい。

- 事務局（山越課長） 地域自治センター条例の 7 条に「市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たって、あらかじめ地域協議会の意見を聞くものとする。」ということになっています。2 項で地域協議会からの意見の申出を受けた場合においては、「必要があると認められた時は、適切な措置を講ずる。」となっています。議会の法定事項と違いまして、地域協議会は、自治法上の付属機関になりますので、文書的にはこのような形になってしまうと思います。ご理解をお願いします。それから協議会規則ですが、重要事項等ということで 5 項目記載されています。この項目については、あらかじめ意見を聞き、または諮問するという内容になっています。他の審議会との関係は、専門的には環境審議会ですとか、都市計画ですとか、それぞれの審議会の中で審議するという形になると思います。ただ全体計画の、新市の建設計画に関する事項ですとか、総合計画の地域の関係につきましては、丸子地域協議会の方へ諮問するという形になっています。会議につきましては、諮問に対して会議をするのかという話がありましたが、協議会としてまちづくりについての独自の調査、研究はできますので、諮問が無ければ会議ができないということではありません。
- 議長（片桐会長） ほかにありますか。無いようですので、本日の協議事項は以上でございます。ご協力ありがとうございました。

## 8 その他（山越課長、斎藤主任）

### （1）報酬等について

- 事務局（山越課長） 本日の報酬は、半日以内なので 3,800 円です。源泉 6%してみなさんの口座に振り込ませていただきます。
- 事務局（斎藤主任） 開催通知に同封しました口座番号等確認書の提出をお願いします。

### （2）報告

- 事務局（山越課長） 建設課から、現在建替えています海戸住宅団地の名称を 12 月議会で条例改正し、決めていただきますが、地元区長さんたちと協議した関係で上丸子団地としたいということです。なお、来年 1 月末竣工、春に募集という状況です。
- 議長（片桐会長） ほかにありますか。無いようですので、これをもちまして第 1 回の地域協議会を終了いたします。ご苦労様でした。